三重県職員(文化財技師)採用選考試験 実施要項

第1次試験日 令和6年9月22日(日)

受付期間 令和6年7月29日(月)~8月29日(木)

三重県教育委員会

この選考試験は、令和7年4月1日付けの三重県職員(文化財技師)の採用にあたり、次の人材を選考するために実施します。

- ・ 文化財保護にかかる施策・業務を遂行するために必要な専門知識のある人
- ・ 埋蔵文化財の発掘調査、調査成果等の活用及び普及啓発などを積極的に進めよう とする意欲のある人
- 自立した社会人としての豊かな人間性をもつ人

1 職種、採用予定数及び職務内容

職種	採用予定数 職務内容			
文化財技師	約2名	三重県埋蔵文化財センター等において、主に文化財 保護業務を行う。		

※ 採用予定数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

2 受験資格

次の(1)~(5)の全ての要件に該当する人とします。

- (1) 平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人、又は平成15年4月2日 以降に生まれた人で学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を 除く)を卒業した人及び令和7年3月31日までに大学を卒業する見込みの人(いわ ゆる飛び級・飛び入学による大学卒業(見込)者)。
- (2) 次の各号のいずれにも該当しない人
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなく なるまでの人
 - ②三重県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で 破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (3) 学校教育法に基づく大学において、考古学及びこれに類する課程を修了して卒業した 人(令和7年3月31日までに卒業見込みの人を含む。)又は人事委員会がこれと同等 の資格があると認める人
- (4) 文化財発掘調査の経験を有する人
- (5) 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)に基づく学芸員の資格を有する人(令和 7 年 3 月 31 日までに資格取得見込みの人を含む。)
- ※ なお、この試験は、日本の国籍を有しない人も受験することができます。

3 試験の日時、会場及び合格者発表

区分	日時	会場(集合場所)	合格者発表
第1次 試験	令和6年9月22日(日) 午前9時 から午後5時頃まで (受付開始時間は午前 8時30分から)	三重県庁 講堂 (津市広明町 13 番地) ※P 9 の地図参照	合否の結果は、令和6年10月中旬頃 (予定)に、第1次試験受験者全員 に書面で本人あてに通知します。
第2次 試験	令和6年11月10日(日) 午前9時 から午後7時頃まで (受付開始時間は午前 8時45分から)	三重県吉田山会館 2階 第206会議室 (津市栄町1丁目891番地) ※P9の地図参照	合否の結果は、令和6年12月上旬頃 (予定)に、第2次試験受験者全員 に書面で本人あてに通知します。

4 試験の方法

試験種目		配点 (点)	内容	
	筆記試験	1 0 0	文化財(主に埋蔵文化財)保護に関する記述式による筆記試験を行います。	
第1次	実技試験	1 0 0	埋蔵文化財の調査・発掘等に関する実技試験を行います。 ※考古遺物実測用具を持参してください。	
	口述試験	1 0 0	文化財(主に埋蔵文化財)保護に関する口述試験を行います。	

・ 筆記試験、実技試験及び口述試験による審査の結果、業務で必要とする知識・能力の基準 を満たす方を、第2次試験の対象とします。

試験種目		配点 (点)	基準点 (点)	内容	
第2次 試験	教養試験	5 0	17.5	公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式による筆記試験を行います。※1	
	専門試験 50 17		17.5	文化財 (主に埋蔵文化財) 保護に関する記述記 による筆記試験を行います。	
	人物試験	100	※ 2	人物について、個別面接による試験を行います。	
	適性検査	配点なし (適否のみ判定)		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。	

※1 教養試験の出題分野

知識分野・・・時事、社会科学、人文科学、自然科学

知能分野・・・文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈

- ※2 5段階で評定し、上位4段階に評定されること。(評定結果に応じて配点されます。)
- ・ 第2次試験の合計得点の高い人から順に、採用予定数を勘案して最終合格者を決定します。 (第1次試験の得点は第2次試験の得点に算入しません。)
- ・ 基準点に達しない試験種目が一つでも存在する場合は、他の試験種目の成績にかかわらず 原則として不合格となります。(基準点については、概ねの基準であり、採用予定数確保 のため変更する場合があります。)

5 受験申込方法

○下記のリンク先よりお申込みください。 (令和6年8月29日(木)午後5時必着)

URL: https://logoform. jp/f/wxFj0

※障がいの状況等により、試験実施にあたり配慮を必要とする場合は、上記リンク先の配慮事項欄に入力して申し出てください。申し込み後に配慮を必要とする事情が生じた場合は、速やかに三重県教育委員会事務局教職員課(電話 059-224-2953)まで連絡してください。



申込方法 及び 必要書類 ○上記リンク先からお申込みいただくとともに、下記の必要書類を申込先に直接 持参するか郵送(簡易書留)してください。

【必要書類】

- (1) 卒業証明書又は卒業見込証明書(最終学校)
 - (2) 成績証明書(最終学校の成績証明書。ただし、大学院修了者は大学 (学部)の成績証明書もあわせて提出)

※考古学及びこれに類する課程を卒業、修了していることが分かること。

(3) 業績一覧表

※別紙 (P7) を参考に作成すること。論文、報告書、著書、発掘調査経歴等を記載す ■ ること。

(4) 学芸員資格証の写し

※学芸員資格取得見込みの人は、上記リンク先から申し込む際にその旨記載すること。

(5) 宣誓事項確認書(所定様式(P8))

※必要書類の様式は、上記リンク先又は三重県教育委員会ホームページ (https://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci500002310.htm) にも掲載して います。

6 申込先及び受付期間

申込先	三重県教育委員会事務局 教職員課 事務局人事班(担当:古市、加藤) 〒514-8570 津市広明町13 (三重県庁7階) (電話) 059-224-2953
受付期間 及び時間	令和6年7月29日(月)から8月29日(木)まで(ただし、土曜日及び日曜日、 国民の祝日に関する法律に規定する休日は除きます。) 午前8時30分から午後5時まで

●受験資格の確認

- 受付期間終了後、申込時の記載事項等の内容及びその他の提出書類を基に、受験資格の有無について確認を行います。
- ・ 受験資格がない方には、申請書類を返送します。それ以外の方は、提出いただいた書類は 返却しませんので、必要に応じてコピーを取っておいてください。

7 試験成績の提供

受験者のうち希望者には、その本人に試験成績を提供します。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が、事前に訪問日時を連絡(※1)のうえ、本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、学生証など顔写真付きの証明書等)を持参し、下表の提供場所へお越しください。

※1:上記「6 申込先及び受付期間」の申込先の電話と同じ

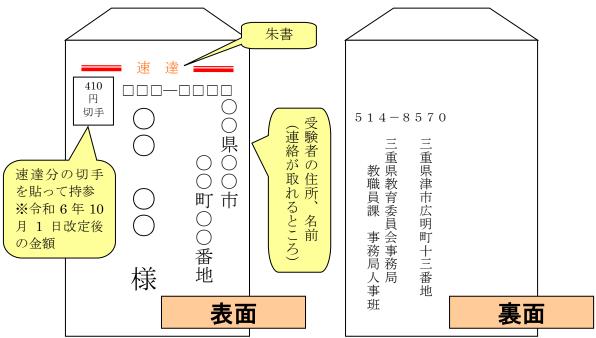
請求できる人	提供内容	提供期間及び時間	提供場所
第1次試験の 受験者	受験者本人の第 1 次試 験の試験種目ごとの得 点、総合得点及び総合順 位等	合否通知発送日から起算 して1年間 (ただし、土・日曜日、国 民の祝日に関する法律に	三重県 教育委員会事務局
第2次試験の 受験者	受験者本人の第 2 次試 験の試験種目ごとの得 点、総合得点及び総合順 位等	規定する休日及び年末年 始を除きます。) 午前8時30分から 午後5時まで	教職員課 (三重県庁7階)

[※]基準に満たない試験種目がある場合は、総合順位の提供はありません。

8 受験上の注意事項(持ち物等)

- (1) 第1次試験当日は次の持ち物を持参して、<u>午前9時までに直接試験会場にお越しくだ</u> さい。集合時刻に遅刻した場合は、受験できません。
 - ① 筆記用具(鉛筆(シャープペンシル可)数本、黒のボールペン、消しゴム)
 - ② 時計(計時機能だけのものに限ります。)
 - ③ 昼食
 - ④ 返信用封筒(合否結果を通知するためのものです。下図を参考に持参してください。)
 - ⑤ 考古遺物実測用具
- (2) 本試験の実施にあたり、受験票は発行しませんので注意してください。
- (3) 携帯電話等は、試験会場に入る前に電源を切ってください。
- (4) 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等、通信機能を有するものは時計としても一切使用できません。
- (5) 第1次試験の会場には冷房設備があります。天候によっては、冷房が効きすぎること がありますので、必要に応じて上着等の準備をしてください。また、服装は特に指定 しません。
- (6) 第1次試験の口述試験は、一人ずつ個別に行います。順番によっては2時間以上お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。
- (7) 試験会場及び会場敷地内は、禁煙です。
- (8) <u>試験会場への車の乗入れ及び試験会場周辺への駐車はできません。</u>駐車が発見された場合、以後の受験を認めないことがあります。<u>必ず公共交通機関を利用してください</u>。 なお、車の乗入れ等が必要な特段の事情がある場合は、申込の際に申し出てください。
- (9) 災害等で試験が実施できない場合など緊急のお知らせは、三重県教育委員会ホームページ (https://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci500002310.htm) に掲載します。
- (10) 選考結果については、「3 試験の日時、会場及び合格者発表」に示す方法でお知らせします。受験会場周辺等で、三重県教育委員会が合否通知等の斡旋やちらしの配布を行うことはありませんので、ご注意ください。
- (11) 第2次試験の詳細な内容については、返信用封筒に同封のうえ、第1次試験合格者 へ郵送します。

返信用封筒は、次の例を参考として作成し、第1次試験当日に持参してください。



●封筒のサイズは長形3号(120 mm×235 mm) のものを使用してください。

9 合格から採用まで

- (1) この試験の合格者は、原則として令和7年4月1日に採用予定です。なお、地方公務 員法第22条第1項の規定により、採用日から6か月間を条件付採用とし、その間そ の職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとします。
- (2) 採用時に日本の国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。
- (3) 日本の国籍を有しない人の任用にあたっては、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍が必要である」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。下記を参考にしてください。
 - ① 公権力の行使に該当する業務 法令等に基づく許認可を行う業務等
 - ② 公の意思の形成への参画に該当する職 部長級、次長級、課長級等の職のうち、県行政について企画、立案及び決定に 参画する職
- (4) 選考試験に合格し、その後採用が内定した人であっても、次のいずれかに該当する場合は、採用資格を失います。
 - ① 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当することとなった場合
 - ② 令和7年3月31日までに、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、考古学及びこれに類する課程を修了して卒業ができない場合
 - ③ 令和7年3月31日までに、博物館法(昭和26年法律第285号)に基づく学芸員 の資格を有することができない場合
 - ④ 提出書類等に虚偽があった場合

10 給与、勤務時間及び休暇

- (1) この試験に合格し、採用された場合は、「職員の給与に関する条例」等の規定に基づ く給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が支給要件に 応じて支給されます。
- (2) 勤務時間は8時30分から17時15分までの7時間45分(月曜日~金曜日)です。ただし、職場によっては異なる場合があります。
- (3) 年次有給休暇は、1年につき 20日(採用年は、4月1日採用の場合 15日) あり、このほか条例に基づく特別休暇等があります。
 - ※上記の勤務条件は変更されることがあります。

(参考様式)

業績 一覧 表

自筆署名、又は記名・押印

- 1 論文
- 2 報告書
- 3 著書

4 発掘調査経歴等

番号	調査年月	遺跡名等	所在地	調査機関	備考
(例)	○年○月	○○遺跡	○○県	○○市教育委	
	~○年○月		〇〇市	員会	

宣誓事項確認書

私は、次のいずれにも該当しておりません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその 執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 三重県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下 に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他 の団体を結成し、またはこれに加入した者

令和 年 月 日

名前(自筆)

※宣誓事項に不正があると採用される資格を失うことがあります。

三重県職員(文化財技師)採用選考

試験会場案内図 三重県庁 講堂(住所 津市広明町 1 3) 三重県吉田山会館(住所 津市栄町 1 丁目 8 9 1 番地)



最寄り駅 JR紀勢本線 津駅 徒歩約8分 近鉄名古屋線 津駅 徒歩約8分

◎この試験に関する問い合わせ先

三重県教育委員会事務局 教職員課(事務局人事班 担当:古市、加藤) 〒514-8570 津市広明町13(県庁7階) 電話 059-224-2953